

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人福角会（以下「法人」という。）に重大な損害を与える「不測の事態」（以下「危機」という。）が発生した場合、危機等の応急対策、復旧対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な体制の整備及び推進を図り、もって法人の秩序の維持と事業活動の継続に資する事を目的とする。

(危機の定義)

第2条 危機とは、以下の災害等によりサービス提供に影響する重大な事故。

- (1) 火災
- (2) 落雷
- (3) 破裂・爆発
- (4) 地震（津波を含む）
- (5) 水災（土砂災害を含む）
- (6) 風災
- (7) ひょう災
- (8) 雪災
- (9) 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突

2. 前項によるものの他、重大な災害等により、利用児・者の生命に重大な状況が生じた場合。

(危機管理の基本心得)

第3条 全職員は、日頃から事業所の管理に万全の注意をはらうとともに、利用児・者の一人一人について日常行動等十分に把握しておく必要がある。また、危機について迅速かつ適切に対応できるような具体的な計画（防災対策マニュアル）を立てると共に、避難等に必要な訓練・安全点検を定期的に行い、利用児・者の安全確保、事故防止策に努めなければならない。

2.全職員は、施設における利用児・者の安全確保・危機防止を目的に、日頃から事業所の危機情報の迅速な把握と連携に努めるとともに、常に他の関係事業所等とも連携を図り総合的な安全対策の立案、実施に努めなければならない。

3.危機発生時には、人命を第一に被害者の救助、被害の拡大防止の視点で利用児・者全員の安全を最優先させるよう連携、協力しなければならない。

第2章 危機管理委員会と危機対策本部の設置

(危機管理委員会の設置)

第4条 法人の危機に対応するため危機管理委員会を設置する。

2.委員会は、理事長、委員長、各事業所推薦の委員、事務局員をもって構成することを原則とする。

3.委員会の委員長は、理事長が推薦するものとする。

4.委員会の所掌事務は、以下のとおりとする。

- ①危機防止対策の検討及び研修に関すること。
- ②重大な危機に至る可能性のある事案に係る情報の収集、整理及び分析に関すること。
- ③危機の分析及び再発防止策の検討に関すること。
- ④危機防止のために行う職員に対する指示に関すること。
- ⑤危機防止のために行う事業所等に対する提言に関すること。
- ⑥危機対策本部の設置に関すること。

⑦その他危機防止に関すること。

5.危機管理委員会の検討結果については、定期的に理事会・評議員会に報告するとともに、各事業所委員を通じて、各事業所に周知する。

6.危機管理委員会の開催は、定期的に行う。

7.危機管理委員会の記録その他の運営は、原則として事務局が行う。

(危機管理委員の業務)

第5条 危機管理委員は原則として各事業所に1名配置することとし、各事業所における次に掲げる業務を行うものとする。

- ① リスクマネジャーと協力し、事業所における危機の原因及び防止方法並びに体制の改善方法についての検討及び提言を行う。
- ② 委員会において決定した危機防止策に関する事項の所属職員への周知徹底を行う。
- ③ 危機管理委員会及び危機対策本部との連絡調整を行う。
- ④ その他危機に関すること。

(危機対策本部の設置)

第6条 理事長は、大規模な危機等が発生したときには、危機管理対策本部を設置する。

(危機管理対策本部の業務内容)

第7条 危機管理対策本部は、第2条に規程する危機等に係る次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 当会における調整機能の確保に関することとする。
- ② 当該事業所と協力し、関係者の安否の確認を行うこととする。
- ③ 当該事業所と協力し、関係者の避難、救助を行うこととする。
- ④ 各事業所との連絡システムを確保し、電気、ガス、水道、電話等のライフラインの確保及び早期復旧に努めることとする。
- ⑤ 危機等対策業務の遂行に当たって必要と認めたときは、外部機関等へ人材の派遣、医療、救護、救援物資の提供等の援助に係る協力を求めることとする。
- ⑥ 当該事業所と協力し、被害等に関する情報の収集及び伝達に関することを行うこととし、適宜、関係機関等への報告を行うこととする。
- ⑦ 当該事業所と連携・協力し、県・市町・その他関係機関との連絡調整を行うこととする。
- ⑧ 理事会・評議員会への報告をおこなう。
- ⑨ その他災害等への対応に関し必要な事項を行うこととする。

(危機管理対策本部の組織)

第8条 危機対策本部は、次に掲げるものをもって組織する。

- ① 危機対策本部長
- ② 危機対策副本部長
- ③ 全事業所管理者
- ④ 危機管理委員
- ⑤ その他危機対策本部長が選任するもの

(危機管理対策本部の本部長)

第9条 危機対策本部に、対策本部長を置く

2. 対策本部長は、理事長をもって充てる。
3. 対策本部長は、危機対策本部の総括を行う。

(危機管理対策本部の副本部長)

第10条 危機対策本部に、対策副本部長を置く

2. 危機対策副本部長は、危機管理委員長を充てる。
3. 危機対策副本部長は、危機対策本部長を補佐し、危機対策本部長が、不在、事故等にあった場合は、その職務を代行する。

第3章 危機等への対処に関する設置

(危機等の発見者の通報義務)

第11条 職員は、危機等の予兆を発見し、又は危機等が発生したことを知った場合には、直ちに消防署その他の関係機関に通報するとともに、所属する管理者等に報告しなければならない。

2. 管理者等は、前項の規定による報告を受けた場合は、速やかに理事長に報告を行うとともに事務局へも報告を行い、事務局は、危機管理委員会へ報告を行う。

(災害の分類)

第12条 危機が生じた場合に迅速に対処するために、危機の種類、程度、影響等に分類し、その区分は別表の通りとする。

(危機管理委員長の役割)

第13条 危機管理委員長は、第11条2項の規程より報告を受けた場合又は危機が発生したことを知った場合には、その危機等の種類、程度、影響等に応じ別表に定めるレベル1、レベル2、レベル3の区分のいずれかに該当するかを判断するものとする。

2. レベル1に該当すると判断したときは、管理者の指示により危機等へ対処する。ただし、危機管理委員長が、特に必要と認める場合にあつては、危機管理委員長と当該管理者の協議の上、措置を講ずるものとする。

3. レベル2に該当すると判断したときには、危機管理委員会と当該管理者の協議の上、当該危機等に対処する措置を講ずるものとする。

4. レベル3に該当すると判断したときには、理事長に対して危機管理対策本部の設置を求めるものとする。尚、職員は、BIZシステム(安否確認システム)により自動で安否確認を行うとともに、自動参集とする。

第4章 各施設における対処

(情報の収集)

第14条 各管理者は、重大な危機に至る可能性のある事案の情報等を迅速に収集するとともに、収集した情報を理事長及び事務局に報告する。

(避難等)

第15条 管理者は、危機等が発生し、又は発生する恐れがある場合においては、当該管理者等の属する関係者及び該当管理者の管理する事業所内で生命又は身体に危害が生じる危機があると認めたとときには、これらを避難させるものとする。

2. 管理者は、被災した利用児・者等を速やかに安全な場所に誘導する。

(被災者情報の収集及び通報)

第16条 管理者は、危機等の状況に応じて速やかに当該管理者が管理する事業所等における被災者、被災状況に関わる情報の収集に当たるものとする。

(安否確認)

第17条 管理者は、当該事業所に属する関係者の安否について、災害等の状況に応じて行うものとする。尚、レベル3の場合は、BIZシステム(安否確認システム)により自動で安否確認の発信を行う。

(関係機関との調整)

第18条 危機対策本部設置された場合は、県、市町、医療機関等への被害状況や必要な支援の連絡は、危機対策本部が行う。利用児・者の家族等の連絡に関しては、当該事業所が行うことを原則とするが、不測の事態であり、互いに連携する。

2. 利用児・者等の家族への安否確認

利用児・者等の状況、被害状況や安否を早急を確認して、利用児・者等の精神的不安感の軽減に努め家族に連絡を行う。災害状況によっては、連絡困難となる場合があることから、施設においてあらかじめ連絡方法を定めておく必要がある。

3. 利用児・者等の搬送

施設の被害状況や利用児・者等の健康状態を考慮して、必要があれば、医療機関や他の施設への搬送の検討を行う。

(応急処置)

第19条 管理者は、被災状況の把握に努めると共に、負傷者を発見したときには速やかに救護に必要な措置を講ずるものとする。

2. 管理者は、被害状況に応じ、被害の拡大を防止するための必要な措置を講ずるものとする。

3. 前2項の措置を講ずるときには、二次災害等発生しないよう十分配慮するものとする。

(危機対策)

第20条 管理者は、当該事業所等に所属する関係者に対して、次に掲げる危機等の対策を実施するものとする。

- ① 防災教育及び防災訓練
- ② 事業所の設備及び土地並びに危険物等の点検、整備及び安全対策
- ③ 情報の収集並びに伝達方法及び連絡網の整備
- ④ 避難場所の整備と避難対策
- ⑤ 飲料水、食料、医薬品等の危機発生時に必要な物資の調達対策
- ⑥ その他災害対策に関する必要な事項

(防災対策マニュアルの作成)

第21条 各管理者は、当該事業所等に即した防災対策マニュアルを作成し、当該事業所に属する関係者にそれを周知する。

(避難住民の受け入れ)

第22条 管理者は、危機等が発生もしくは、発生する恐れがある場合において、地域住民が事業所内に緊急に避難してきたときには、速やかに受け入れるとともに、安全な場所への誘導に努めるものとする。

2. 管理者は、当該管理者が管理する事業所等を緊急避難場所として提供したときには、直ちに理事長へ報告する。

(施設等の提供)

第23条 管理者は、外部機関等から被災地域のおける人命救助及びその他救護活動等のため、本法人事業所等の提供について要請があったときは、できる限り提供するものとする。

2. 管理者は、当該管理者が管理する事業所等を提供したときには、直ちに理事長へ報告する。

附則

この規程は、平成25年11月15日から施行する。

平成31年3月6日に一部変更する。

(別表 1)

災害レベル区分に関して

災害の区分	レベル1	レベル2	レベル3
地震	震度4以下の場合であって次に掲げるとき。 (1) 負傷者がいない場合 (2) 建物、建物以外の工作物、土地又は設備(以下この表において「事業所」という。)の被害の程度が軽微である場合	1 震度5弱又は震度5強の場合であって、被害の拡大の恐れがないとき 2 震度4以下の場合に掲げる場合 (1) 軽傷者が発生した場合 (2) 事業所に被害(軽微であるものを除く)が発生した場合	1 震度6弱以上の場合 2 震度5強以下の場合であって、次に掲げるとき (1) 死亡者、行方不明又は重傷者が発生した場合 (2) 被害の拡大の恐れがある場合 (3) 震度5弱又は震度5強の場合であって、複数の事業所で負傷者が発生し又は事業所に被害が発生したとき
火災・落雷・破裂・爆発・水災・風災・ひょう災・雪災・建物外部からの物体の落下・飛来・衝突	1 負傷者がいない場合 2 事業所の被害の程度が軽微である場合	1 軽傷者が発生した場合 2 事業所に被害(軽微であるものを除く。)が発生した場合であって、被害の拡大の恐れがないとき	1 死亡者、行方不明又は重傷者が発生した場合 2 事業所に被害が発生した場合であって、被害の拡大の恐れがあるとき 3 複数の事業所で負傷者が発生し、又は施設に被害が発生した場合

社会福祉法人 福角会 危機管理体制図

